

# 小・中学校団体観覧の際の減免手続の流れ

## ※減免が対象になる地域について

令和3年度から減免の対象となる地域が、川越都市圏まちづくり協議会(レインボー協議会)川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町、鳩山町のみに変更となりました。

なお、減免を受けない場合でも、学校・学級等の単位で入館する場合は、事前にご連絡ください。

I

電話照会

川越まつり会館へ、直接、ご照会ください。

※ 入館時間・入館方法等について調整をお願いする場合があります。  
また、観覧料の減免手続き等もございますので、時間的なゆとりをもってご照会ください。

観覧予定について  
お伺いします。

- (1) 学校名(担当の方のお名前)
- (2) 予定日時
- (3) グループ・クラス等の数及び児童・生徒の人数
- (4) 引率者の人数
- (5) 当館までの交通機関 等

概略の調整

※ 入館時間・入館方法等について調整をお願いする場合には、この時点でお話しさせていただきます。

II

観覧料減免申請

川越まつり会館へ、申請書を提出してください。

※ 郵送でも結構です。(川越市立の小中学校の場合には、文書箱経由でお送りいただいても結構です。)  
なお、FAXではお受けできません。

III

減免承認書送付

川越まつり会館から送付します。

※ 観覧料の減免承認書は、当日必ず持参・提示をお願いいたします。

## 川越まつり会館

開館時間 4月～9月 午前9時30分～午後6時30分 (入館は6時まで)  
10月～3月 午前9時30分～午後5時30分 (入館は5時まで)

休館日 毎月 第2、第4水曜日(休日の場合は、その翌日が休館日)  
12月29日～1月1日

連絡先 〒350-0062  
川越市元町2丁目1番地10  
Tel 049-225-2727  
Fax 049-227-5001  
[matsurikaikan@city.kawagoe.lg.jp](mailto:matsurikaikan@city.kawagoe.lg.jp)